

# 大雪に備えて

固危機管理課 ☎ 22-2206

近年、異常気象による災害が多く発生しています。大雪災害が発生した場合には公助だけでなく、**自助・共助での取り組みが非常に重要**になります。家庭内や地域で大雪時の対応について話し合い、あらかじめ大雪に備えましょう。

## ❄️ 市の取り組み

### 関係機関との連携強化

秩父地域振興センターや秩父県土整備事務所をはじめとした関係機関と連携し、効率の良い除雪を行います。国道については、積雪量によって通行止め等の措置を行い、集中的に除雪をする場合もあります。

### 除雪状況の情報発信

関係機関からの情報提供を受け、国道の除雪状況を中心に、**安心・安全メール**で配信します。

### 雪置き場の開設

太平洋セメント第1プラント跡地を雪置き場として指定します。開設する場合には、防災行政無線のほか、**安心・安全メール**や市**PA**でもお知らせします。

### 小型除雪機の貸与

行政で全ての路線を除雪することは困難であり、地域の皆様のご協力が不可欠です。共助の取り組みとして市から小型除雪機の貸与を受けた町会では、歩道や通学路等の除雪を行います。作業の際、沿道にお住まいの方、土地をお持ちの方はご協力をお願いします。

多くの路線で除雪が行えることで、市民生活への影響が少なくなるとともに、凍結による転倒などの危険が少なくなります。



## ❄️ 自助・共助の取り組み

積雪により外出できなくなる場合に備え、水（1人1日3リットル目安）、食糧、灯油などの備蓄を確認しましょう。乳幼児や高齢者などについては、特にご配慮ください。特別な非常食に限らず、普段から購入しているものの買い置きで十分です（最低3日分・推奨1週間分）。

### 除雪作業の注意点

雪かきスコップなどの除雪用具を用意しましょう。また、作業中は転倒や屋根雪の落下に注意しましょう。

### 不要不急の外出は控えましょう

自動車などにより雪が踏み固められると除雪が遅れ、交通障害の原因となります。

### 地域で助け合いを

近所にひとり暮らしの高齢者や障がいのある方がいる場合は、地域で協力して助け合いましょう。

### 町会で除雪体制を整備しています

町会における除雪体制の整備として事前に活用できる重機や運搬車両、雪置き場を把握していただいています。市でも一定の条件の下で行った除雪に対して報奨金を支給するなど、地域での除雪体制の整備をサポートしていきます。

### 防災・災害情報

防災行政無線のほか、その内容が悪天候時などで聞こえにくい場合でも、電話で確認できるカクニンくん（☎ 0800-800-5747 通話料無料）や、**安心・安全メール**で配信しています。ぜひご登録をお願いします。

登録方法はQRコードを読み取るか、t-chichibu@sg-p.jpへ空メールを送信してください。



### 戸別受信機（防災ラジオ）の管理にご協力ください

電池の液漏れによる機械の故障防止のために、年1回程度の乾電池交換をお願いします。

## ❄️ 除雪作業時のお願い

固道路管理課 ☎ 26-6861

市では積雪時に、市が委託した業者が主要幹線道路を中心に市道の除雪を行います。除雪作業の際には、次の点についてご理解とご協力をお願いします。

- 路上駐車はしないでください。
- 除雪車にご注意ください。
- 除雪作業により間口にたまった雪の除去にご協力をお願いします。

また、通学路など歩道の除雪については、地元のご協力をお願いします。

※市が除雪を行う路線は、市**PA**『秩父市道路除雪計画』をご確認ください。



## 注意！あなたの土地が狙われています

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」、「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話をもちかけて同意を取り、または同意を取らずに、条例や農地法の手続き等を無視して短期間に大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。

**土砂等を堆積するには条例や農地法の手続き等が必要です**

不適正な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

問生活衛生課 ☎ 25-5202 (条例)

農業委員会 ☎ 25-5232 (農地法)

# 土砂堆積 110番

不審な堆積を見つけたら!!

☎ 25-5202まで

(秩父市役所生活衛生課：直通)

土日・祝日は、22-2211(市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、  
安心して情報をお寄せください!!

## 消費生活クロスワードパズル

今月号の消費生活センターからのお知らせは、クロスワードパズルをお届けします。

お茶でも飲みながら気楽にお試しください。

**答え 秩父は□□□□スポットがたくさんあります。**

(パズルの中の□に入る文字を並び替えてください)

※正解は26ページに掲載しています。

1		8		12	15	
		9	10			
2	6				16	18
	7					
3					17	
4			11	13		
5				14		

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝日はお休み)

9時～12時、13時～16時

☎ 25-5200

### ヨコのカギ

- 1 法律の〇〇〇をすり抜ける悪質商法。
- 2 歩行を助けてくれる器具。お年寄りや赤ちゃん向けなど。
- 3 英語で友だちの複数形。
- 4 悪質事業者にねらわれた人。
- 5 「〇〇〇料金があります。至急お電話ください」こんなニセのメールに注意!
- 7 人里離れた〇〇〇〇田舎。
- 9 消費者保護のための〇〇〇〇がたくさん作られ、施行されています。
- 11 携帯電話が鳴らないようにする設定。
- 12 火災報知器は熱や〇〇〇に反応します。
- 14 開運商法にご用心。高額な〇〇〇料を請求されることも。
- 16 危ない瀬戸際のこと。〇〇一髪。
- 17 〇〇は119、消費者ホットラインは188。

### タテのカギ

- 1 携帯電話でお金をやり取り。〇〇〇決済。モバイル決済。
- 3 〇〇〇にはまると怖い世界。オンラインカジノは違法です!
- 6 〇〇〇〇を送るときは送り状に明記しましょう。
- 8 お湯や冷水を保存できる容器のこと。
- 10 〇〇〇〇〇の激しい消費の世界で、トラブルの内容も変化します。
- 12 終わりにすること。〇〇をつける。
- 13 津軽には7種類あるそうです。
- 15 1月の古い呼び方。
- 17 ショッピング〇〇〇を使ったあとは置き場に戻しましょう。
- 18 ピラミッドを日本語で言うと?

# 令和7年度 市・県民税申告受け付け・相談日程表

会場の混雑が予想されますので、郵送・電子申告による申告書の提出をお願いします。申告資料をお預かりして申告書控えと一緒に後日返送するという対応を取ることがあります。(申告方法に関する詳細は、市報2月号に掲載します)  
 ※大雪などの悪天候により、日程に変更が生じる場合があります。  
 ※混雑緩和のため、受け付け地区を指定させていただきますが、指定日に来られない方は、以下のご都合の良い日程・会場をご利用ください。また、イベントなどの開催状況により、駐車場が混み合う場合がありますので、ご了承ください。

市民税課市民税担当 ☎ 22-2209  
 各総合支所市民福祉課  
 吉田 ☎ 77-1113  
 大滝 ☎ 55-0101  
 荒川 ☎ 54-2111

秩父地区 (※地区公民館では申告受け付けをしませんのでご注意ください)		
受付時間	いずれも9時～16時 (最終受け付け：15時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/17(月)	市民会館2階 第1会議室 ・ 第2会議室  ※市役所本庁舎 の正面玄関から お入りください。	久那
2/18(火)		宮本・大沼・八幡・巴
2/19(水)		栄・旭・浦山
2/20(木)		上山田・中山田・下山田
2/21(金)		上寺尾・蒔田・田村・栃谷本・栃谷
2/25(火)		中寺尾・下寺尾・定峰
2/26(水)		太田・伊古田・品沢・堀切・小柱
2/27(木)		上黒谷・下黒谷
2/28(金)		諏訪
3/3(月)		宮崎・大野原
3/4(火)		桜木町・金室町・柳田町・阿保町
3/5(水)		大畑町・滝の上町・上宮地町
3/6(木)		中宮地町・下宮地町・相生町・別所
3/7(金)		東町・道生町・近戸町・永田町
3/10(月)		本町・中村町
3/11(火)		野坂町・熊木町・宮側町・番場町・上野町
3/12(水)		日野田町・上町・中町
3/13(木)		
3/14(金)	該当日に都合のつかない方	
3/17(月)		

吉田地区		
受付時間	いずれも9時～16時 (最終受け付け：15時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/17(月)	吉田総合支所  ※原則申告書類 をお預かりし、 後日申告書を 郵送させてい たきます。	吉田阿熊
2/18(火)		吉田久長 (久長上)
2/19(水)		吉田久長 (久長元・藤頼)
2/20(木)		下吉田 (取方)
2/21(金)		下吉田 (桜井)
2/25(火)		下吉田 (本町・上町・仲町)
2/26(水)		下吉田 (新志・藤沢・関小暮)
2/27(木)		下吉田 (新田原)
2/28(金)		下吉田 (上野釜の上赤柴・橋倉)
3/3(月)		下吉田 (布里田中・矢畑)
3/4(火)		下吉田 (井上)
3/5(水)		下吉田 (棕本)
3/6(木)		下吉田 (棕本)・吉田石間・吉田太田部
3/7(金)		上吉田 (塚越・明ヶ平)
3/10(月)		上吉田 (小川・女形)
3/11(火)		上吉田 (中島・千鹿谷・久形・女部田・大波見・小川戸)
3/12(水)		上吉田 (石間戸・大棚部・宮戸)
3/13(木)		
3/14(金)	該当日に都合のつかない方	
3/17(月)		

大滝地区		
受付時間	いずれも9時～16時 (最終受け付け：15時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/17(月)	大滝総合支所	巢場区・大血川区・大達原区・落合区
2/18(火)		麻生区・寺井区・上中尾区・栃本区・川又区
2/19(水)		三十槌区・大久保区・二瀬区・三峰区
2/20(木)		強石区・大輪区・神岡区
2/21(金)		鶯平区・小双里区・中双里区・中津川区
2/25(火)		
2/26(水)		
2/27(木)		
2/28(金)		
3/3(月)		
3/4(火)		
3/5(水)		
3/6(木)		該当日に都合のつかない方
3/7(金)		
3/10(月)		
3/11(火)		
3/12(水)		
3/13(木)		
3/14(金)		
3/17(月)		

荒川地区		
受付時間	いずれも9時～16時 (最終受け付け：15時30分まで)	
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/17(月)	荒川総合支所	名水久那 (久那)
2/18(火)		石原 (下石原・上石原2区)
2/19(水)		石原 (上石原1区・上石原3区・上田野北県住)
2/20(木)		若御子 (栃久保・船川)
2/21(金)		若御子 (糺屋)
2/25(火)		若御子 (越・上田野県住)
2/26(水)		上田野 (事上・上半縄)
2/27(木)		上田野 (下半縄)
2/28(金)		上田野 (坂口)
3/3(月)		荒川田野 (芦川・寺沢)
3/4(火)		荒川田野 (下日野)
3/5(水)		荒川中央 (大塚・松葉・小野原・鷺ノ巣・柴原・皆谷原住宅)
3/6(木)		下白久 (豆早原・橋場・原)
3/7(金)		上白久 (青梅・上サ)
3/10(月)		上白久 (中野・白久住宅)
3/11(火)		日向 (上平・反平・下郷・上郷)
3/12(水)		鷺川 (猪鼻・町分・古池・大指)
3/13(木)		
3/14(金)	該当日に都合のつかない方	
3/17(月)		

# 令和7年度 市・県民税申告受け付け

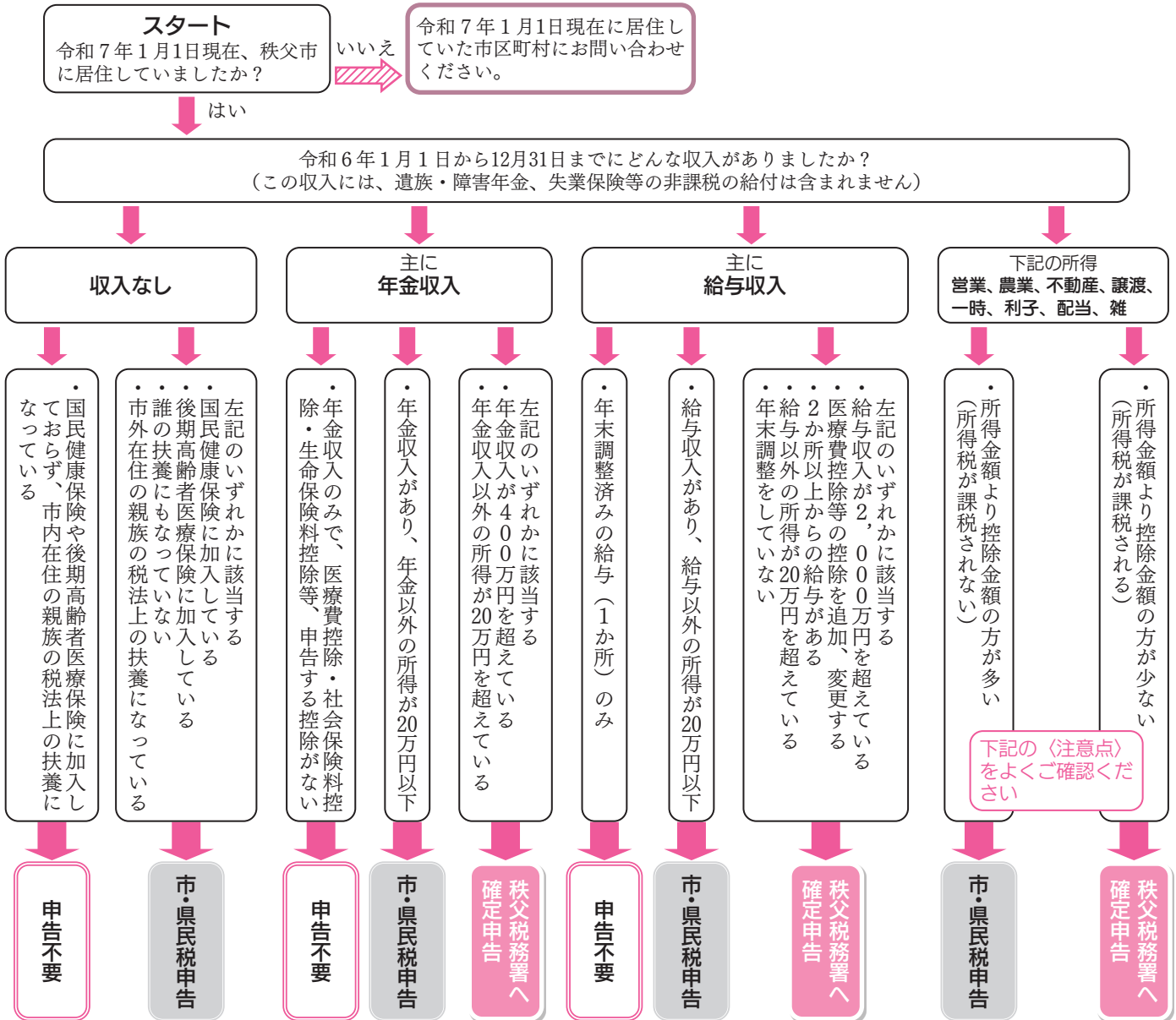
この申告は、令和7年度の市・県民税(個人住民税)を算定するための基礎資料となります。  
また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要なとなりますので、以下のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

〈申告受付期間〉 2月17日(月)～3月17日(月)

市・県民税  
申告準備を  
お忘れなく!



## わたしは申告が必要?市・県民税申告フローチャート



〈注意点〉このフローチャートは、一般的な例を示しています。土地建物・株式等の所得、青色申告、損失の繰越申告、住宅借入金等特別控除等の住宅関連控除(初年度)、外国税額控除の確定申告や消費税、贈与税、相続税の申告については、秩父税務署へ相談・申告してください。また、控除額が所得より大きい場合は、市・県民税の申告のみとなる場合もあります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、公的年金等のうち外国で支払われる年金など源泉徴収の対象とならないものについては、公的年金の収入が400万円以下であっても、確定申告が必要です。

また、**確定申告が不要の方でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させる場合には、市・県民税の申告が必要です。**

問 市民税課市民税担当 ☎ 22-2209

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 77-1113 大滝 ☎ 55-0101 荒川 ☎ 54-2111

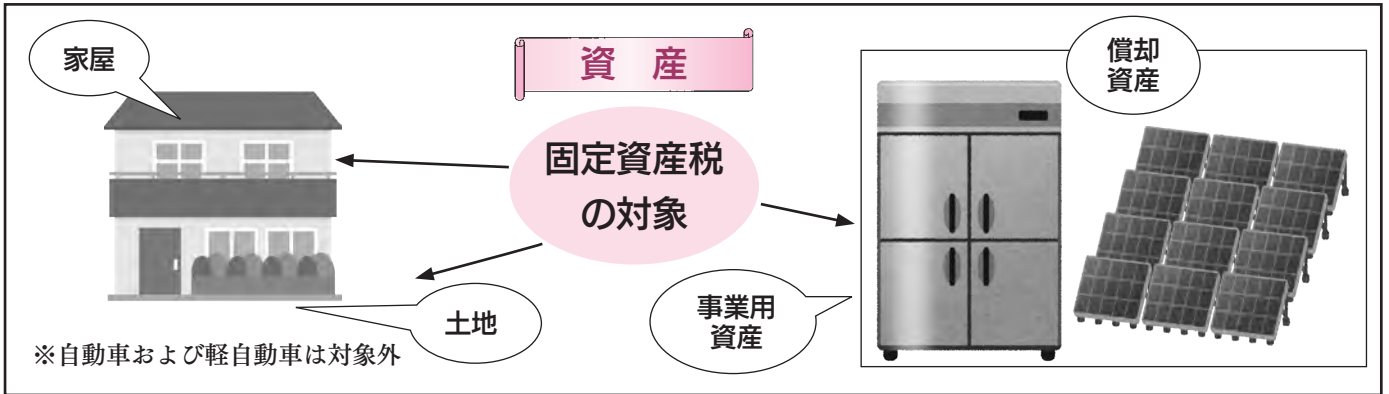
# 償却資産（固定資産税）の申告はお早めに！



市内に事業用資産をお持ちの方は1月31日(金)までに申告が必要です。

## Q. 償却資産とは何ですか？

A. 土地や家屋以外の事業用資産です。



## Q. 償却資産の対象になるものは何ですか？

A. 会社や個人が事業のために所有している構築物、機械・装置、器具・備品などの資産です。

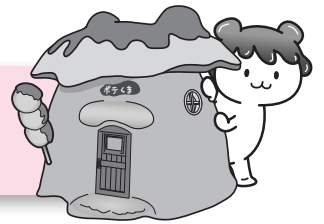
### 償却資産の対象となるもの(例)

小売店	飲食店	不動産業	理容・美容業	建設業
<ul style="list-style-type: none"> <li>商品陳列ケース</li> <li>陳列棚</li> <li>冷蔵庫 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接客用家具・備品</li> <li>厨房設備</li> <li>冷蔵庫 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト舗装</li> <li>屋外給排水設備</li> <li>外灯、門扉 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーマ器</li> <li>消毒殺菌器</li> <li>洗面設備 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブルドーザー</li> <li>パワーショベル</li> <li>ポンプ など</li> </ul>

**対象** 市内に事業用資産をお持ちの方

**提出期限** 1月31日(金)

## 過疎地域における固定資産税の課税免除



### 主な要件

- 家屋（事業用家屋）、償却資産（機械および装置）  
令和3年4月1日以降に取得した直接事業の用に供するもので、取得価額が下記の表の要件を満たすもの
- 土地  
上記の家屋の直接事業に供する敷地部分（取得日から1年以内に家屋が着工された場合に限る）

### 対象

青色申告を提出する個人または法人  
**対象地域** 吉田・大滝・荒川地域全域  
**申請期限** 1月31日(金)

### 適用期間

新たに課税することとなる年度から3年度

**資産税課** ☎ 25-6076

対象業種	個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人	資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人	資本金の額等が1億円超の法人
製造業	500万円以上	1,000万円以上 ※	2,000万円以上 ※
旅館業			
農林水産物等販売業		500万円以上	500万円以上
情報サービス業等			

※資本金額が5,000万円を超える法人は、新設または増設に限る

## 秩父税務署からのお知らせ

### マイナンバーカードとスマホでもっとつながる！e-Tax！

確定申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金等の収入のほか、医療費控除やふるさと納税等の寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかからず簡単に作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税の受領証明書などの収集・保管・入力が不要となり大変便利です！ぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。

※マイナポータルと連携するためには、初回のみ事前準備が必要です。お早めの準備をお願いします。  
※給与情報と連携するには、源泉徴収票がe-Taxで提出されている必要があります。

### 国税の納付はキャッシュレスで！ ～金融機関等へのお出掛け不要～

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付のほか、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付 ・振替納税
- ・インターネットバンキング ・スマホアプリ納付
- ・クレジットカード納付（納付額に応じた手数料がかかります）

窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めします。

☎秩父税務署に御用のある方

秩父税務署 ☎ 22-4433（自動音声案内「2」）  
国税に関する一般的なご相談  
国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901

## 税務署への来署をご検討の方へ

1月6日(月)から2月14日(金)までは、税務署内に確定申告相談会場を開設しません。

この期間に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください（確定申告期間ではないため、事前に相談日時等を電話予約していただく必要があります）。

申告相談を希望される方は、2月17日(月)から3月17日(月)までの確定申告期間中にLINEによる入場整理券のオンライン事前発行を受けた上で確定申告会場へお越しください。（当日、会場に入場整理券を用意しますが、数に限りがあるため入場できない場合があります）

## 書面による申告書等をご提出される方へ

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。

また、確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Taxまたは郵送等での提出をお願いします。



マイナポータル  
連携はこちら



確定申告は  
こちら



国税の納付  
手続き

## 税についての作文・税に関する中学生の標語入賞作品を展示中

ところ 秩父税務署 2階 ☎秩父税務署 ☎ 22-4433（自動音声案内「2」）

税についての中学生・高校生の作文 受賞作品の一部をご紹介します

◎関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長賞

未来のためにできること

金室 雄仁（秩父第二中学校3年）

◎秩父税務署長賞

税への考え方

岩田 音哉（大田中学校2年）

◎秩父税務署長賞

生活を支える税金

渡邊 惺南（大田中学校3年）

◎秩父地区納税貯蓄組合連合会会長賞

ふるさと納税

富樫 宗介（秩父第二中学校1年）

◎秩父税務署管内税務協力会長賞

税金で開ける笑顔の扉

浜沢 莉央（荒川中学校3年）

◎埼玉県租税教育推進協議会会長賞

「税金で守られる幸せ」

増田 友梨（秩父農工科学高等学校1年）

◎秩父税務署長賞

「日々の暮らしの中にある税」

田嶋 葵（秩父農工科学高等学校1年）

※「税に関する中学生の標語」の受賞作品の一部は、12月号16ページで紹介しています。